

令和3年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
会計課	物品購入	車両用燃料（県内給油7月分）（単価契約）	令和3年7月1日 ～ 令和3年7月31日	滋賀県石油協同組合	12,404,600	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすのは県内大部分の給油所が加入する当組合のみであるため。	2	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料（県内給油8月分）（単価契約）	令和3年8月1日 ～ 令和3年8月31日	滋賀県石油協同組合	12,628,700	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすのは県内大部分の給油所が加入する当組合のみであるため。	2	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料（県内給油9月分）（単価契約）	令和3年9月1日 ～ 令和3年9月30日	滋賀県石油協同組合	12,628,700	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすのは県内大部分の給油所が加入する当組合のみであるため。	2	3イ